

**国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の試算
(平成 29 年 8 月 31 日現在) の結果について**

平成 29 年 10 月 19 日
国保県単位化推進担当

1 試算の概要

平成 30 年度の国保事業費納付金（市町から県へ納付するもの）及び市町村標準保険料率（県が市町へ示す保険料率）の算定に向け、平成 28 年度の数値を基に国の配付した算定標準システムを用いて、平成 29 年度の数値について 3 回目の試算を行った。

(1) 試算の基本原則（前回の試算〔平成 29 年 5 月 19 日公表〕と同じ）

平成 29 年度推計は、平成 29 年度に新制度が適用されたものと仮定し、統一保険料率とするために、納付金算定基礎額が保険料収納必要総額に等しくなるよう公費や経費等を調整するとともに、市町毎の医療費水準は反映せず（ $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行った。

納付金算定基礎額＝保険料収納必要総額（本来集めるべき保険料総額）⇒ 統一保険料率

(2) 今回の前提条件（前回の試算との変更点）

・所得係数 β は、国の指示により標準システムで算出した次の数値とした。

医療分≒0.98097, 支援金分≒0.97893, 介護分≒0.97383

応能比率：応益比率＝医療分 49.52 : 50.48, 支援金分 49.47 : 50.53, 介護分 49.34 : 50.66

・平成 30 年度から拡充予定の追加公費約 1,700 億円（全国ベース）のうち 1,200 億円を算入したが、このうち、本県の激変緩和措置では、国の普通調整交付金の暫定措置分（約 5 億円）を活用した。

・平成 28 年度数値は、被保険者数の減少、保険給付費の減少を反映した決算額を用いた。

・平成 29 年度推計は、激変緩和措置を予行するとともに、前期高齢者交付金精算相当額（新制度施行後 2 年間、市町が個別負担する旧制度分の返還金〔過年度の超過交付分〕）については、保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源充当を想定しているが、控除せず保険料徴収する場合も併記した。

※ 激変緩和措置：措置期間（6 年間）終了後に県内市町で最大となる上昇率 26%を踏まえ、1 人当たり保険料収納必要額の新旧制度間の比較（丈比べ）によって一定率（約 3.42%）を超える伸び率を抑制

(3) 試算の結果（前回の試算との相違点、別紙 1 参照）

○ 1 人当たり保険料収納必要額（平成 28 年度決算ベース）【全県】

・平成 28 年度における被保険者数（見込）の減少による「現行保険料」の水準の上昇
〔一般被保険者数 617,691 人 → 608,226 人（▲9,465 人）〕

・平成 28 年度における 1 人当たり医療費（見込）の減少による「本来集めるべき保険料」の水準の低下

〔1 人当たり医療費 406,385 円（H27 決算）→ 402,770 円（H28 決算）（▲3,615 円）〕

・「現行保険料」と旧制度における「本来集めるべき保険料」の水準の格差の縮小（法定外繰入金等の減少）

区 分	前回試算	今回試算	差 引
法定外繰入後①	119,249 円	121,889 円	+2,640 円
法定外繰入前③	130,307 円	123,644 円	▲6,663 円
法定外繰入金等②	11,058 円	1,755 円	▲9,303 円

○1人当たり保険料収納必要額（平成29年度推計）【全県】

【統一保険料率ベース】（激変緩和措置終了後のイメージ）

- ・公費拡充や医療費減少による新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の低下
- ・「現行保険料」と新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の増加率の縮小
- ・前期高齢者交付金精算相当額（支払基金への返還金）の算入などによる新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の上昇

区 分	前 回	今 回	差 引
法定外繰入前⑤	129,781円	127,211円	▲2,570円
増減率⑦	8.83%	4.37%	▲4.46ポイント
影響額④	▲526円	3,567円	+4,093円

【激変緩和措置適用後】（新制度開始時のイメージ）

- ・新制度施行後2年間、前期高齢者交付金精算相当額（旧制度分の返還金）を保険料収納必要額から控除し、保険料以外の財源を充当することに加え、公費拡充（暫定措置分）による新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の低下
- ・「現行保険料」と新制度における「本来集めるべき保険料」の水準の増加率の縮小

区 分	統一保険料率ベース	激変緩和措置適用後	差 引
法定外繰入前⑤'	127,211円	123,990円	▲3,221円
法定外繰入前⑤''		126,360円	▲851円
増減率⑦'	4.37%	1.72%	▲2.65ポイント
増減率⑦''		3.67%	▲0.70ポイント

※ 法定外繰入前⑤''及び増減率⑦''は、前期高齢者交付金精算相当額を控除しない場合の数値。

○1人当たり国保事業費納付金（平成29年度推計）【全県】

国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額に、地方単独事業の減額調整分、財政安定化支援事業や保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金を個別加算した。

【統一保険料率ベース】 140,768円

【激変緩和措置適用後】 139,947円

○市町村標準保険料率（別紙2参照）

現行保険料率（平成28年度）に比較して、準統一の保険料率（統一保険料率をベースとして市町毎の収納率を反映したもの）、激変緩和措置適用後の保険料率（3方式）、激変緩和措置適用後の保険料率（4方式など市町村算定方式）の3種類を算定した。

○モデルケースによる保険料額

2つのモデル世帯の保険料額について、現行保険料率及び3種類の標準保険料率を算定

- ①旧ただし書所得200万円（夫給与収入360万円，妻年収0円），40代夫婦2人世帯
- ②旧ただし書所得194万円（夫給与収入350万円，妻年収0円），40代夫婦2人に子ども2人を加えた家族4人世帯〔2割軽減世帯〕

※ 激変緩和措置適用後の保険料率及び保険料額については、前期高齢者交付金精算相当額を控除しない場合も併記した。

2 今後の予定

- ・平成29年11月 国からの仮係数に基づく，国保事業費納付金等の仮算定
- ・平成30年1月 国からの確定係数に基づく，国保事業費納付金等の本算定
- ・ 同年3月 市町へ国保事業費納付金額の通知